

議案第55号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業広場を区立公園として位置づけるとともに、世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園及び世田谷区立給田六所神社通り公園を設置し、併せて使用料等の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立淡島通り公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立池尻北公園	東京都世田谷区池尻四丁目27番16号
------------	--------------------

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立桜丘こぶし公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立桜丘農業公園	東京都世田谷区桜丘四丁目19番10号
-------------	--------------------

別表第1の1の部(2)の款世田谷区立豪徳寺一丁目オリーブ公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目1番3号
--------------------	-------------------

別表第1の1の部(5)の款世田谷区立給田水無公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立給田六所神社通り公園	東京都世田谷区上祖師谷七丁目13番6号
-----------------	---------------------

別表第2公園施設の設置等に係る使用料の部土地の項中「1,695円」を「1,859円」に、「61円」を「66円」に改め、同部売店の項中「75,100円」を「82,800円」に改める。

別表第3電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」を「1,145円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,912円」を「1,997円」に改め、

円」に、「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改める。

別表第4備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第13条関係）

公園施設の使用料

種 別	単 位	使 用 料	摘 要	
軟式野球場	1面（1時間以内）	平日 2,280円		
		土曜日、日曜日及び休日 2,680円		
庭球場	1面（1時間以内）	平日 1,540円		
		土曜日、日曜日及び休日 1,840円		
洋弓場	1人1回（1時間以内）	平日	大人 310円	
			子ども（18歳以下） 100円	
			障害者 100円	
			高齢者（65歳以上） 100円	
		土曜日、日曜日及び休日	大人 370円	
			子ども（18歳以下） 120円	
			障害者 120円	

			高齢者（65歳以上） 120円	
水泳場	1人1回（2時間以内）	大人	440円	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	110円	
		幼児	無料	
		障害者	110円	
		障害者（18歳以下に限る。）	無料	
		高齢者（65歳以上）	110円	
附帯設備（夜間照明）	1面（1時間以内）	軟式野球場	3,740円	
		庭球場	930円	
和室（10畳）	午前（1回3時間）	平日	2,860円	
		土曜日、日曜日及び休日	3,400円	
	午後（1回4時間）	平日	3,810円	
		土曜日、日曜日及び休日	4,490円	
	1日（1回8時間）	平日	7,620円	
		土曜日、日曜日及び休日	9,120円	
和室（8畳）	午前（1回3時間）	平日	2,450円	
		土曜日、日曜日及び休日	2,860円	
	午後（1回4時間）	平日	3,260円	
		土曜日、日曜日及び休日		

		3, 810円	
	1日(1回8時間)	平日 6, 530円	
		土曜日、日曜日及び休日 7, 760円	
和室(4.5畳)	午前(1回3時間)	平日 1, 630円	
		土曜日、日曜日及び休日 1, 900円	
	午後(1回4時間)	平日 2, 170円	
		土曜日、日曜日及び休日 2, 580円	
	1日(8時間)	平日 4, 350円	
		土曜日、日曜日及び休日 5, 170円	
茶室	午前(1回3時間)	平日 2, 720円	
		土曜日、日曜日及び休日 3, 260円	
	午後(1回4時間)	平日 3, 540円	
		土曜日、日曜日及び休日 4, 220円	
	1日(1回8時間)	平日 7, 210円	
		土曜日、日曜日及び休日 8, 580円	
駐車場	自動車1台(30分以内)	200円	世田谷区立世田谷公園、世田谷区立羽根木公園及び世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。
	自動車1台(20分以内)	100円	世田谷区立玉川野毛町公園

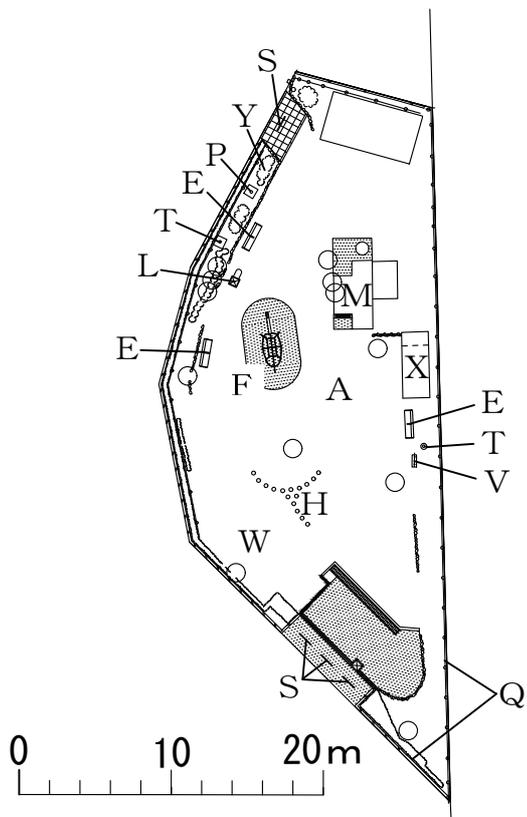
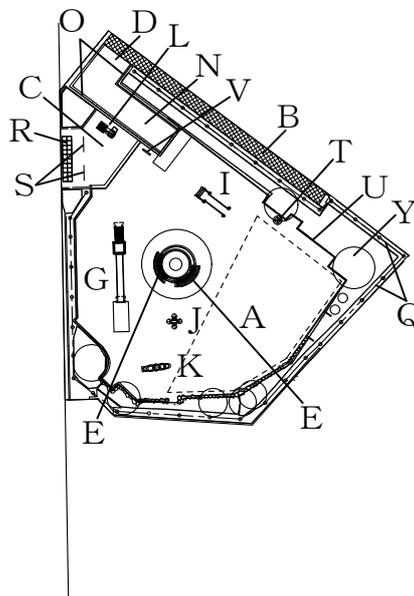
			及び世田谷区 立次大夫堀公 園の駐車場に 限る。
--	--	--	-----------------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 別表第1の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(参考)  
世田谷区池尻北公園

世田谷区池尻四丁目27番16号 面積 979.17m<sup>2</sup>



0 10 20m

案内図

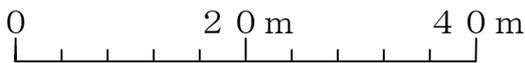
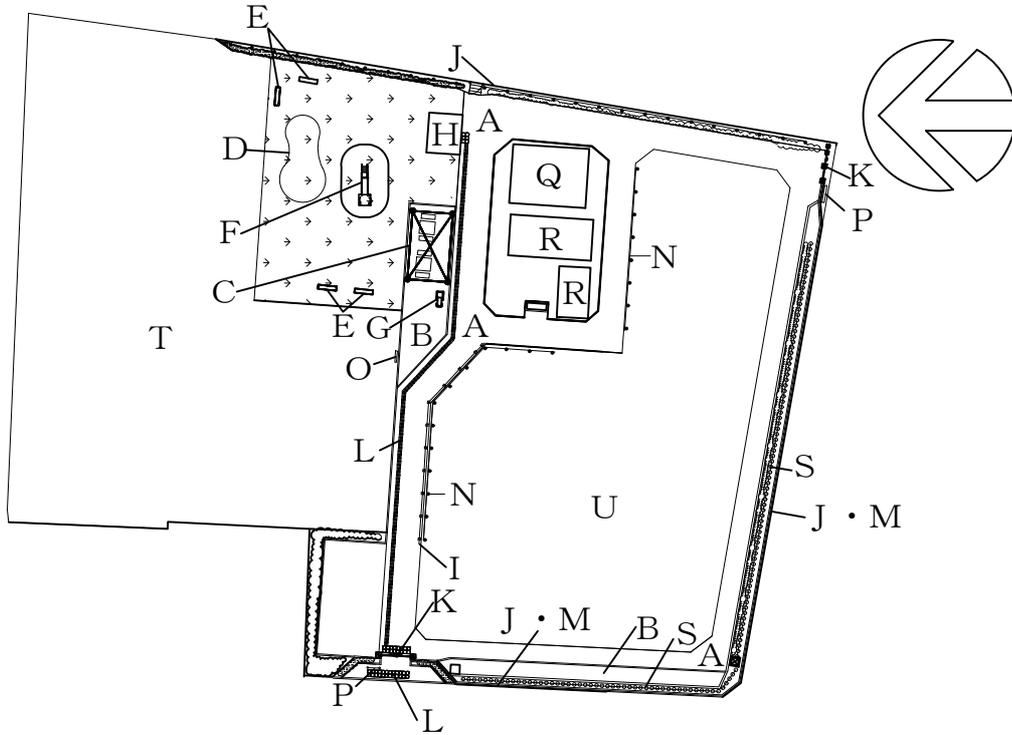


凡 例		
記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	529.7 m <sup>2</sup>
B	ア ス フ ァ ル ト 舗 装	39.1 m <sup>2</sup>
C	イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ 舗 装	20.3 m <sup>2</sup>
D	コ ン ク リ ー ト 舗 装	50.6 m <sup>2</sup>
E	ベ ン チ	5 基
F	ジ ャ ン グ ル ジ ム	1 基
G	す べ り 台	1 基
H	丸 太 ス テ ッ プ	1 基
I	健 康 器 具	1 基
J	ス プ リ ン グ 遊 具	1 基
K	動 物 型 遊 具	1 基
L	水 飲 み	2 基
M	ト イ レ	1 基
N	ス ロ ー プ	1 箇所
O	手 す り	17.4 m
P	時 計	1 基
Q	フ ェ ン ス	126.7 m
R	点 字 ブ ロ ッ ク	1 m
S	車 止 め	6 基
T	公 園 灯	3 基
U	木 製 土 留 め	59.2 m
V	制 札 板	2 基
W	防 火 貯 水 槽	1 基
X	防 災 倉 庫	1 基
Y	植 栽	1 式

# 世田谷区立桜丘農業公園

世田谷区桜丘四丁目19番10号

面積 3265.70m<sup>2</sup>



案内図

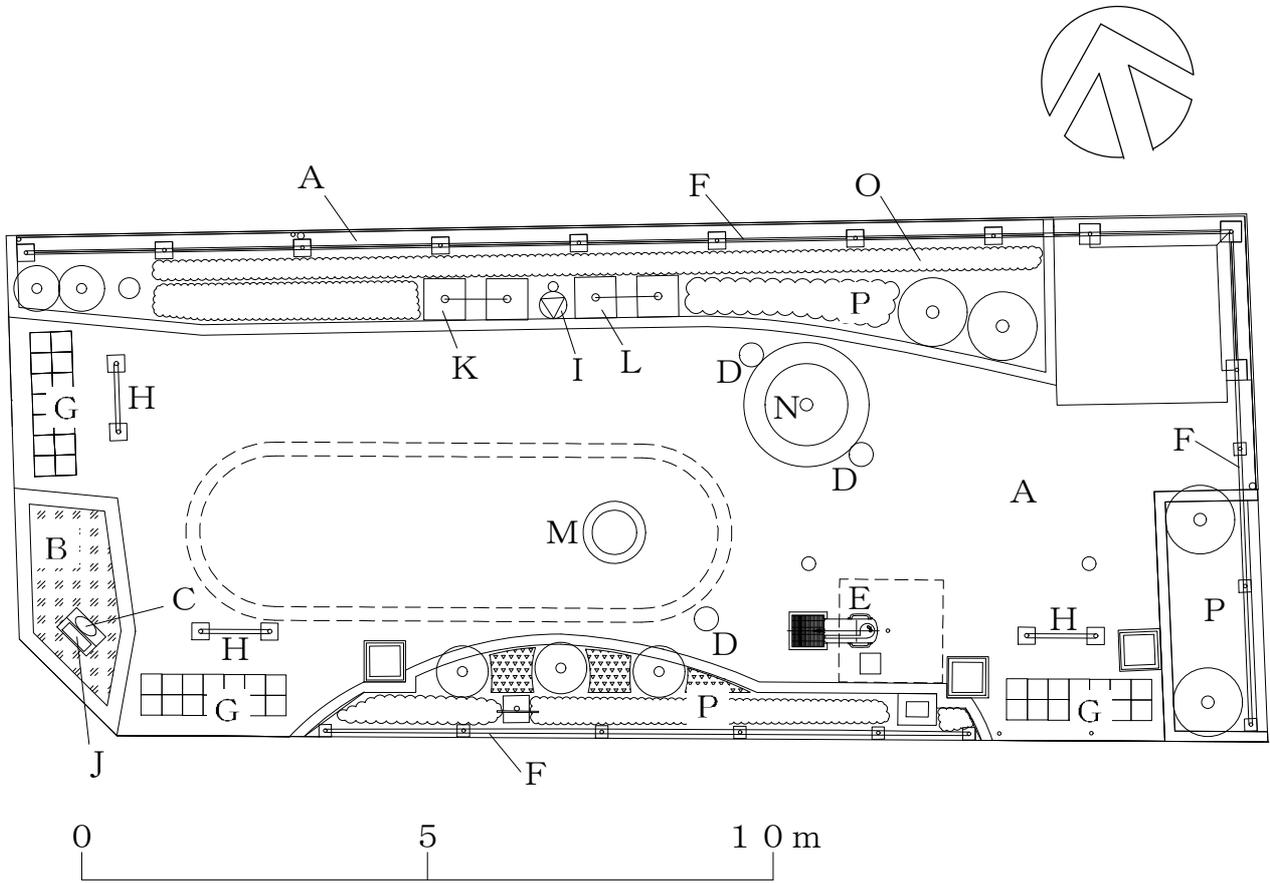


凡 例		
記号	名 称	数 量
A	コンクリート舗装	408.0 m <sup>2</sup>
B	インターロッキング舗装	85.0 m <sup>2</sup>
C	藤 棚	1 基
D	築 山	1 箇所
E	ベ ン チ	4 基
F	す べ り 台	1 基
G	水 飲 み	1 基
H	ト イ レ	1 棟
I	手 す り	19.5 m
J	フ ェ ン ス	173.2 m
K	門 扉	2 基
L	点 字 ブ ロ ッ ク	53.0 m
M	コンクリート土留め	102.6 m
N	擬 木 土 留 め	90.8 m
O	制 札 板	1 基
P	案 内 板	2 基
Q	管 理 棟	1 棟
R	管 理 用 倉 庫	2 棟
S	植 栽	1 式
T	果 樹 園	1047.2 m <sup>2</sup>
U	畑	907.6 m <sup>2</sup>

# 世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園

世田谷区豪徳寺一丁目1番3号

面積 134.03m<sup>2</sup>



## 凡 例

記号	名 称	数 量
A	コンクリート舗装	77.0 m <sup>2</sup>
B	花壇	2.8 m <sup>2</sup>
C	彫像	1 基
D	スツール	3 基
E	水飲み	1 基
F	フェンス	33.7 m
G	点字ブロック	6.3 m
H	車止め	3 基
I	公園灯	1 基
J	園名板	1 基
K	制札板	1 基
L	案内板	1 基
M	防火貯水槽	1 基
N	シンボル樹	1 本
O	生垣	12.8 m
P	植栽	1 式

## 案内図

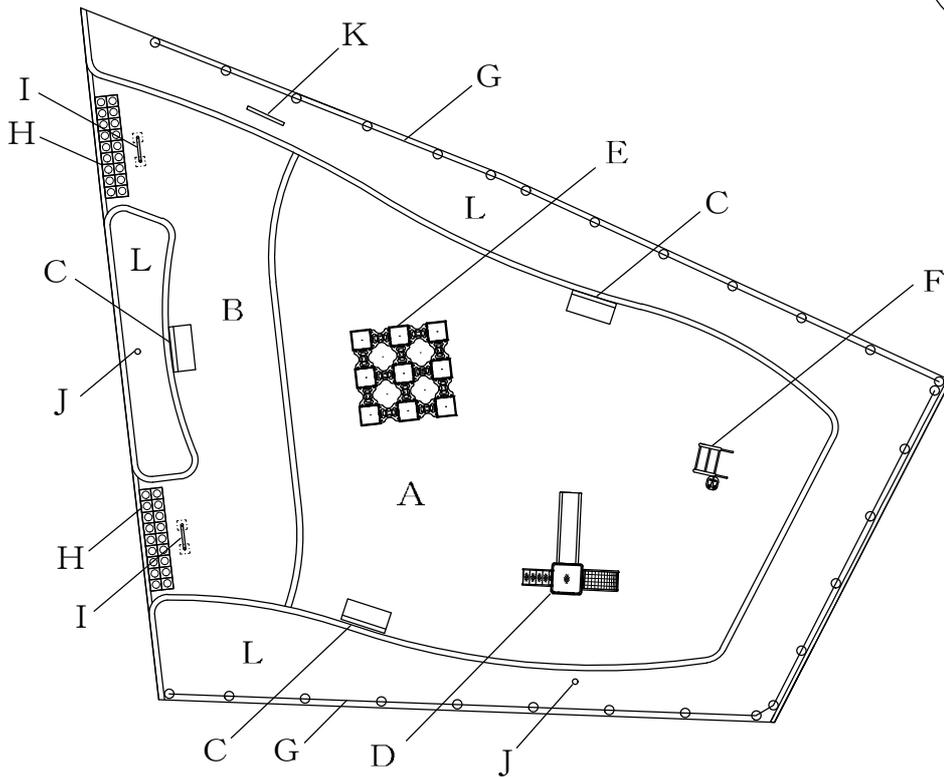
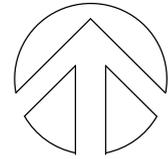


世田谷区立  
豪徳寺一丁目たまにゃん公園

# 世田谷区給田六所神社通り公園

世田谷区上祖師谷七丁目13番6号

面積 280.73m<sup>2</sup>



## 案内図



凡 例		
記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	127 m <sup>2</sup>
B	インターロッキング舗装	40 m <sup>2</sup>
C	ベ ン チ	3 基
D	コンビネーション遊具	1 基
E	ジャングルジム	1 基
F	健 康 器 具	1 基
G	フ ェ ン ス	47.7 m
H	点 字 ブ ロ ッ ク	5.4 m
I	車 止 め	2 基
J	公 園 灯	2 基
K	制 札 板	1 基
L	植 栽	1 式